

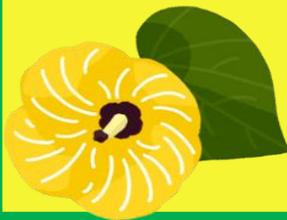
ゆうな医療・介護の相談たより

2023年 8月号 (Vol.23)

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryounaigo@yuunakyokai.jp



医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！ プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、**秘密は厳守致します。** メールでのご相談もお待ちしています。

◎関係機関の方にも知ってほしい

『ハンセン病回復者と家族のための支援制度』について

①退所者給与金、非入所者給与金

ハンセン病療養所に入所経験がある元患者、もしくは療養所に入所歴のない元患者に対し、生活の安定を図るために支給される給付金です。

1年に1回、厚生労働省に現況届の提出し、2か月に1回給与金振込送金依頼のハガキを提出する必要があります。

画面に必要事項を記入後、このシールを貼って届出してください。

療養の移行期間	4月 及び 5月分の支給金	→ 5月1日届出より受付	5月20日必着
6月 及び 7月分の支給金	→ 7月1日届出より受付	7月20日必着	
8月 及び 9月分の支給金	→ 8月1日届出より受付	8月20日必着	
10月 及び 11月分の支給金	→ 11月1日届出より受付	11月20日必着	
12月 及び 1月分の支給金	→ 1月1日届出より受付	1月20日必着	
2月 及び 3月分の支給金	→ 3月1日届出より受付	3月20日必着	

上記期限までに届出いただいた際は、翌月の20日以降に振り込まれます。

※このシールは封筒に入れて届出できます。

厚生労働大臣 宛 通知書番号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第2条第1項に定められた報告を行います。
支給を受ける要件に変更はございません。

併せて 月分及び 月分の給与金の振込・送金を依頼します。

氏名 性別 男 女 生年月日 平成 年 月 日

住所

平成 年 月 日

署名 印

◎当協会でも申請手続きのお手伝いを行っています。

(↑厚生労働省に送付する給与金振込送金依頼のはがきです)

②ハンセン病元患者家族に対する補償金

ハンセン病患者の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族も偏見や差別を受けてきたことから、ご家族の方に支給される補償金です。ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方と家族関係があった方で、現在、生存されている方が対象です。補償金を請求できる期限が、**令和6年11月21日迄**となっております。補償金に関する相談等については、厚生労働省の補償金担当窓口までお問い合わせください。

※詳しいことは厚生労働省のホームページにも記載されています。

●今月のピアサポート活動等の紹介：

・沖縄ハンセン病回復者の会では、沖縄県ハンセン病問題対策協議会の生活支援部会に参加し、本島だけではなく、宮古などの離島に住む回復者の方々や家族の意見も含めて、様々な側面からハンセン病問題を見直し、その解決に取り組む必要があること等の意見を述べています。取り上げてほしいことがありましたら、沖縄県ゆうな協会または回復者の会までご連絡ください。